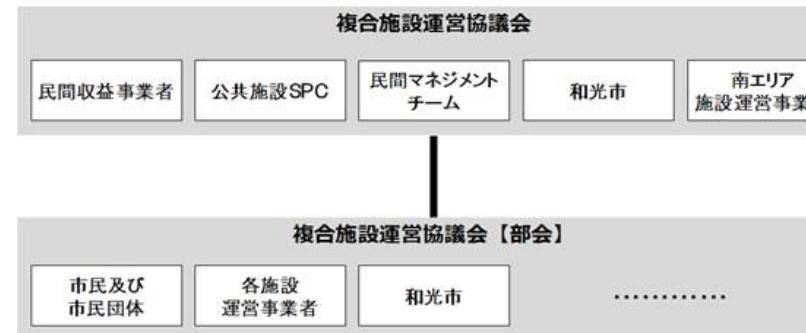


大項目	中項目	小項目	維持管理・運営業務水準書の内容	第1四半期				第2四半期				第3四半期				第4四半期																													
				7月10日 SPC評価	7月18日 市評価	是正 レベル	備考	SPC評価	市評価	是正 レベル	備考	SPC評価	市評価	是正 レベル	備考	SPC評価	市評価	是正 レベル	備考																										
		総合児童センター運営概要	<table border="1"> <tr> <td>利用枠</td><td>一般</td><td>貸室(昼)</td><td>貸室(夜)</td><td>民間公共的事業</td></tr> <tr> <td>利用者</td><td>18歳未満及び同行保護者の自由利用</td><td>18歳未満の貸館利用</td><td>18歳以上の貸館利用</td><td>SPC提案による自主事業参加者</td></tr> <tr> <td>利用時間</td><td>全館※1</td><td>音楽スタジオ +※2</td><td>シアター・アリーナ</td><td>全館</td></tr> <tr> <td>利用者負担</td><td>無料</td><td>無料</td><td>有料(条例の範囲内で提案)</td><td>提案により市の承諾を受ける</td></tr> </table> <p>※1 音楽スタジオを除く ※2 シアター・アリーナについては19時まで自由利用</p>	利用枠	一般	貸室(昼)	貸室(夜)	民間公共的事業	利用者	18歳未満及び同行保護者の自由利用	18歳未満の貸館利用	18歳以上の貸館利用	SPC提案による自主事業参加者	利用時間	全館※1	音楽スタジオ +※2	シアター・アリーナ	全館	利用者負担	無料	無料	有料(条例の範囲内で提案)	提案により市の承諾を受ける	○	○																				
利用枠	一般	貸室(昼)	貸室(夜)	民間公共的事業																																									
利用者	18歳未満及び同行保護者の自由利用	18歳未満の貸館利用	18歳以上の貸館利用	SPC提案による自主事業参加者																																									
利用時間	全館※1	音楽スタジオ +※2	シアター・アリーナ	全館																																									
利用者負担	無料	無料	有料(条例の範囲内で提案)	提案により市の承諾を受ける																																									
		市民プール運営概要	<table border="1"> <tr> <td>利用枠</td><td>一般</td><td>学校貸切</td><td>一般貸切</td><td>民間公共的事業</td></tr> <tr> <td>利用者</td><td>個人による自由利用</td><td>広沢小学校 第二中学校</td><td>予約団体等</td><td>SPC提案による自主事業参加者</td></tr> <tr> <td>同時平行的一般利用</td><td>一</td><td>不可</td><td>最低3コース確保</td><td>最低3コース確保</td></tr> <tr> <td>利用者負担</td><td>条例の範囲内で提案</td><td>市</td><td>有料(条例の範囲内で提案)</td><td>提案により市の承諾を受ける</td></tr> </table>	利用枠	一般	学校貸切	一般貸切	民間公共的事業	利用者	個人による自由利用	広沢小学校 第二中学校	予約団体等	SPC提案による自主事業参加者	同時平行的一般利用	一	不可	最低3コース確保	最低3コース確保	利用者負担	条例の範囲内で提案	市	有料(条例の範囲内で提案)	提案により市の承諾を受ける	○	○																				
利用枠	一般	学校貸切	一般貸切	民間公共的事業																																									
利用者	個人による自由利用	広沢小学校 第二中学校	予約団体等	SPC提案による自主事業参加者																																									
同時平行的一般利用	一	不可	最低3コース確保	最低3コース確保																																									
利用者負担	条例の範囲内で提案	市	有料(条例の範囲内で提案)	提案により市の承諾を受ける																																									
		施設使用料等	<p>ア 施設利用料</p> <p>① 利用料金制とし、SPCは施設利用料を自らの収入とする。</p> <p>② 総合児童センターの貸室及び市民プールの施設利用料は、和光市児童センター設置及び管理条例及び、和光市民プール設置及び管理条例を踏まえ市に提案し定める。</p> <p>③ 市外利用者に対しては割増率100%を設定する。</p> <p>イ 民間公共的事業(自主事業)</p> <p>民間公共的事業に係る参加費収入、財産貸付に基づく用品等販売収入等、本業務から得られる収入についても自らの収入とする。</p>	○	○																																								
		複合施設の総合調整	<p>ア 運営協議会及び部会の設置</p> <p>各施設の総合調整や連絡等を密に行うために、複合施設運営協議会を定期的に開催する。さらに詳細な各施設の改善等に係るモニタリングや市民参加の促進を目的として部会を定期的に開催する。</p>  <p>イ 部会</p> <p>部会は、民間マネジメント業務を通じて、詳細な各施設の改善等に係る意見のヒアリングや利用者モニタリング、市民参加の促進を行う為、下記の部会を定期的に開催する予定であり、民間事業者からの提案内容、各施設所管部署の意見により、今後、当該内容を見直すことがある。尚、開業より一定期間は、利用者との関係性を醸成することが必要なため、運営業務における利用者の参加事業等を通じた意見聴取が行えるよう運営事業者は部会の運営に協力するものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>関連施設</td><td>部会内容</td><td>構成</td></tr> <tr> <td>総合児童センター</td><td>施設モニタリング</td><td>市民、利用者代表(子ども・中高生)、総合児童センター運営者、市担当</td></tr> <tr> <td>総合児童センター</td><td>子どもの遊び 中高生の居場所 ブレーバーク 子育て支援</td><td>市民、利用者代表(子ども・中高生)、総合児童センター運営者、市担当、有識者等</td></tr> <tr> <td>総合児童センター</td><td>大人の遊び空間</td><td>市民、利用者代表、総合児童センター運営者、市担当、有識者等</td></tr> <tr> <td>総合児童センター</td><td>児童発達支援</td><td>市民、総合児童センター運営者、児童発達支援センター、診療所、有識者等</td></tr> <tr> <td>総合児童センター</td><td>コワーキングスペース</td><td>市民、総合児童センター運営者、コワーキングスペース運営者</td></tr> <tr> <td>民間収益施設</td><td>施設モニタリング</td><td>市民、コンシェルジュ、プール運営者、市担当、学校</td></tr> <tr> <td>市民プール</td><td>市民の健康づくり</td><td>市民、コンシェルジュ、プール運営者、市担当、民間収益事業者</td></tr> <tr> <td>民間収益施設</td><td>広場・オープンスペース</td><td>市民、民間収益事業者、民間マネジメントチーム</td></tr> </table>	関連施設	部会内容	構成	総合児童センター	施設モニタリング	市民、利用者代表(子ども・中高生)、総合児童センター運営者、市担当	総合児童センター	子どもの遊び 中高生の居場所 ブレーバーク 子育て支援	市民、利用者代表(子ども・中高生)、総合児童センター運営者、市担当、有識者等	総合児童センター	大人の遊び空間	市民、利用者代表、総合児童センター運営者、市担当、有識者等	総合児童センター	児童発達支援	市民、総合児童センター運営者、児童発達支援センター、診療所、有識者等	総合児童センター	コワーキングスペース	市民、総合児童センター運営者、コワーキングスペース運営者	民間収益施設	施設モニタリング	市民、コンシェルジュ、プール運営者、市担当、学校	市民プール	市民の健康づくり	市民、コンシェルジュ、プール運営者、市担当、民間収益事業者	民間収益施設	広場・オープンスペース	市民、民間収益事業者、民間マネジメントチーム	○	○													
関連施設	部会内容	構成																																											
総合児童センター	施設モニタリング	市民、利用者代表(子ども・中高生)、総合児童センター運営者、市担当																																											
総合児童センター	子どもの遊び 中高生の居場所 ブレーバーク 子育て支援	市民、利用者代表(子ども・中高生)、総合児童センター運営者、市担当、有識者等																																											
総合児童センター	大人の遊び空間	市民、利用者代表、総合児童センター運営者、市担当、有識者等																																											
総合児童センター	児童発達支援	市民、総合児童センター運営者、児童発達支援センター、診療所、有識者等																																											
総合児童センター	コワーキングスペース	市民、総合児童センター運営者、コワーキングスペース運営者																																											
民間収益施設	施設モニタリング	市民、コンシェルジュ、プール運営者、市担当、学校																																											
市民プール	市民の健康づくり	市民、コンシェルジュ、プール運営者、市担当、民間収益事業者																																											
民間収益施設	広場・オープンスペース	市民、民間収益事業者、民間マネジメントチーム																																											

大項目	中項目	小項目	維持管理・運営業務水準書の内容	第1四半期				第2四半期				第3四半期				第4四半期			
				7月10日 SPC評価	7月18日 市評価	是正 レベル	備考	SPC評価	市評価	是正 レベル	備考	SPC評価	市評価	是正 レベル	備考	SPC評価	市評価	是正 レベル	備考
	運営業務全般について	受付業務	<p>ア 利用受付業務</p> <p>①受付では、利用受付、料金徴収、各種案内等のサービスを提供する。</p> <p>②電話等での各種問い合わせの対応、利用者からの苦情、見学者への対応などに対して、適切な対応を行う。</p> <p>③受付付近に、掲示板あるいは案内表示システム等を設置し、施設の利用方法、料金体系、当日のイベント及び実施プログラム等の情報を利用者に分かりやすく提供する。『利用者ご意見箱』を設置し、いただいたご意見に対して『利用者の声掲示板』にて迅速に回答するなど対応を行う。</p> <p>④介助を必要とする利用者については、円滑な施設利用が可能なように適切な対応を行う。</p> <p>イ 利用料金収受業務</p> <p>①料金徴収の方法については、チケット自動販売機を設置する。など、省力化に努める。</p> <p>②来場者数、収入額等のデータを把握・整理し、常に分析可能な状態にしておくこと。</p> <p>③クレジットカード、電子マネー等に可能な限り対応する。</p> <p>④総合児童センターの貸室に対する。料金の徴収は、予約の際に行う。</p> <p>⑤利用の中止や利用の取消し等があっても、事前に收受した利用料金の還付は行わない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、事前に收受した利用料金の全部又は一部を還付する。</p> <p>ウ 財産貸付による自主事業</p> <p>①民間事業者は、施設運営上支障のない範囲において、施設利用者の利便性向上を目的として、専用スペースにおいて用品等の販売を行うことができる。</p> <p>②市は、民間事業者の提案に応じて民間事業者に対して行政財産の貸付けを行う場合がある。なお、この場合、和光市財産規則の規定に基づいて民間事業者から貸付料を徴収する。</p>	○	○														
	利用者の意見を運営に反映させる対処		<p>①利用者からの苦情や要望等に対し、適切な対応を行う。尚、判断・対応等が困難な場合は、市と協議を行い、部会運営者に報告する。</p> <p>②市と協議し、公共施設（北エリア）で提供するサービスの評価についてのアンケート用紙を作成し、利用者からのアンケート結果を回収する。</p> <p>③利用者アンケートを年2回実施する。アンケートの実施にあたっては、公平性に配慮し、定期的に一定数の意見を把握できるよう工夫する。</p> <p>④回収されたアンケートについてこれをとりまとめ、市に提出するとともに部会運営者に報告する。</p>	○	○														
	災害時の対応		<p>①民間事業者は、災害などの発生時には、公共施設（北エリア）の利用者を安全、速やかに避難させるほか、災害時に必要な最低限の資機材等の用意を行う。</p> <p>②災害発生の対応マニュアルを整備し、従業員に周知する。緊急時の対応について対策を講じる。</p> <p>③防災訓練を年2回実施する。</p> <p>④緊急時の被害を最小限にとどめるため、自衛防災組織を設置する。</p> <p>⑤一時的な帰宅困難者の受け入れを行うものとし、キッズスペース及びシアター・アリーナ、広場等を開放する。</p> <p>⑥一時的に停電となった場合でも、自家発電設備により限定的な範囲での照明及び空調の利用を行う。</p> <p>⑦プールの水を利用したマンホールトイレを設置する。マンホールトイレはプライバシーの観点から独立したパネル等で囲い、男女別に設置する。</p> <p>⑧災害における初期段階の飲料水確保が行えるよう、受水槽の運用変更、プール水淨水利用及び災害対応自動販売機を設置する。</p> <p>⑨大規模災害を想定したBCP計画を策定し「優先業務」「応急対策業務」「復旧業務」に分けた行動計画を定める。</p>	○	○														
	資料作成等		資料の作成及び視察対応等、本事業について市が求める事項について、速やかに対応する。	○	○														

令和7年度 和光市広沢複合施設整備・運営事業
総合児童センター 運営業務（サービス購入料H）モニタリング項目一覧表

大項目	中項目	小項目	維持管理・運営業務水準書の内容	第1四半期				第2四半期				第3四半期				第4四半期			
				7月10日 SPC評価	7月18日 市評価	是正 レベル	備考	SPC評価	市評価	是正 レベル	備考	SPC評価	市評価	是正 レベル	備考	SPC評価	市評価	是正 レベル	備考
総合児童センター運営業務（H）	運営基本方針	① わこう版ネウボラの一環として、子育てにおける課題の早期発見、相談支援を行い、地域包括ケアシステム構築の一翼を担うこと。 ② 子ども同士、乳幼児の保護者同士の交流の場を創出する。 ③ 中高生の居場所の充実を図ること。 ④ 和光市の特長を踏まえ、交流を促進する。コンテンツを企画、実施する。 ⑤ 大人の探究心や想像力に応える事業を企画、実施する。 ⑥ 民間収益施設であるコワーキングスペースと連携し、子育て世代の勉強や交流を支援する。	○	○															
	管理	ア 安全管理 ① 小さな子どもが出て行ってしまったり、不審者が侵入しないように、入口に受付案内カウンターを設置して人員を配置する。 ② けがをした際には応急救護ができるよう、スタッフの研修ならびに救急用品を整えておくこと。 ③ 児童センター利用者がボール遊び等を行うなど、広沢小学校校庭を利用するときは、学校及び市と連絡調整を図り、運営スタッフが責任をもって対応する。 ④ 運営スタッフは、止血法や心肺蘇生法等について救命講習会等を受講するか、研修会を開催し緊急時の対応が可能となるようにしておくこと。 ⑤ 児童福祉法施行条例第154条第2項に則り、避難及び消化に対する同スタッフ向けの訓練は、少なくとも毎月一回は行わなければならない。 ⑥ 個人情報を取扱う場合には、和光市個人情報保護条例を遵守し適切な管理を行うとともに、保有する必要のなくなった個人情報については確実かつ速やかに廃棄又は消去しなければならない。また、総合児童センターの活動以外への利用を行わないこと。 ⑦ AEDを設置し、取扱の研修を行う。また、エビデン等についても取扱方法等を認知しておくこと。	○	○															
		イ 施設管理 ① 清掃はこまめに実施する。特に吐しゃ物は速やかに清掃を行い、感染症の蔓延を防止する。 ② 各施設の室内温度は、適切に管理する。 ③ 施設内外を営業時間中定期的に巡回し、安全確認を行い、備品類の整理整頓、消耗品類の補充等を行い、常に利用者が衛生的かつ快適に利用できる状況を維持する。 ④ 備品は無料貸し出しとし、貸出・返却時には必ず署名をもらい、備品管理台帳で管理する。	○	○															
	職務	ア 館長の職務 ① 館長の配置にあたっては、施設管理に関する知識経験があるとともに、児童福祉及び社会福祉事業についての知識経験を有するものとする。 ② 総合児童センターの運営を統括する。 ③ 児童の遊びを指導するスタッフが、業務を円滑に遂行できるように指導する。 ④ 子育てを支援する人材や組織等との連携を図り、子育て環境の改善に努める。 ⑤ 利用者からの苦情や要望への対応を行い、運営や活動内容の改善を図る。 ⑥ 民間マネジメントチームのファシリテーター（複合施設の運営統括）とともに、学校、市、南エリア各施設、地元企業・団体等と積極的に連携を図り、総合児童センターの機能・役割が十分に発揮できるように調整を行う。	○	○															

大項目	中項目	小項目	維持管理・運営業務水準書の内容	第1四半期				第2四半期				第3四半期				第4四半期			
				7月10日 SPC評価	7月18日 市評価	是正 レベル	備考	SPC評価	市評価	是正 レベル	備考	SPC評価	市評価	是正 レベル	備考	SPC評価	市評価	是正 レベル	備考
			イ 指導員の職務 ①指導員の配置にあたっては、2人以上の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」第38条に規定する。児童の遊びを指導する者を置くほか、必要に応じてその他の職員を置く場合にあっては、体力増進指導に関し知識・技能を有する者、年長児童指導に関し専門的知識を有する者等を置く。 ②子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携してその課題解決に努める。 ③子どもの遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じて子どもの成長を支援する。 ④ティーンズルームに配置するスタッフは、施設管理を行うとともに、中高生の話し相手ともなり、コミュニケーションを促進する。また、市民参加によるボランティア、NPOとの協働も推奨する。 ⑤保護者の意見とは別途、子どもの意見を聞く機会を設ける。 ⑥児童虐待予防の観点から、市と密に連絡する。 ⑦子どもの活動の様子から配慮が必要とされる子どもについては、指導員間で情報を共有する。	○	○														
			ウ 利用状況の把握等 ①利用者数を常に把握し、効率的な維持管理に役立てる。 ②光熱水費の節約に努める。 ※ 室内電球等日常的な管理で必要となる消耗品の購入、小破修繕はSPCの負担とする。																
	市民参加		ア 市民参加の促進 ①市民参加によるボランティアを募集し、利用者の誘導及び介助、利用者からの相談を通じて、世代間のコミュニケーションの促進を図る。 ②市民参加によるボランティアと協力して、子どもの遊びによる学びを支援する。	○	○														
	その他		ア 地元企業・団体等との連携 ①国内唯一の自然科学総合研究所、あるいは自動車を中心とした輸送機械の研究開発機関の立地といった和光市の特徴を踏まえ、連携しつつ「交流を促進するコンテンツ」を提供する。 ②プレーパーク事業の運営は、実績のあるNPO等と連携する。 ③コレクティブインパクトの積極的な活用により、運営期間中も引き続き地元企業・団体等と連携する。	○	○														
			イ 民間収益施設との連携 民間収益施設にあるコワーキングスペースと連携して、子育て世代の勉強や能力・意欲の向上に資する事業を行う。	○	○														
			ウ 民間公共的事業（自主事業） ①民間公共的事業は、民間事業者が公共施設を活用して企画し、市民生活を豊かにし、かつ利便性を向上させるために実施する。 ②旧総合児童センターで実施している事業は、趣旨を理解して引き継ぐ。なお、新たな創意工夫を盛り込み実施する。 ③民間公共的事業における利用者が負担する施設利用料、及びイベント等による参加費収入は、民間事業者自らの収入とする事ができる。 ※ただし、その内容及び料金については、公共施設として著しく逸脱しないよう留意する ※18歳未満の児童を対象とする無償のイベントについて、材料費等を除く実施に掛かる費用はサービス購入料に含む。 ④民間公共的事業の実施時間帯は一般利用時間中に準ずることとし、民間事業者が提案する。 ※ただし、一般利用のピーク状況や要望にも配慮しながら設定し、利用者動向や社会状況の変化を踏まえ、適切に見直しを行う。 ⑤大人も含めた幅広い世代の探究心や創造力にも目を向けた事業を実施する。 ⑥探求心・想像力に応える事業として、ボランティアおよびファシリテーター養成を目的にした無料講習会を実施する。 ⑦利用者ニーズを踏まえた、市民の利便性を高める事業として、みちあそび事業、プレーパーク事業を実施する。	○	○														